

平成28年度随意契約情報(委託料)監査委員事務局

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	監査事務局	監査第一	企画推進グループ	有限責任あずさ監査法人 大阪事務所	大阪府監査委員事務局監査等業務委託契約(A業務)	20160401	20190331	99,336,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府監査委員事務局監査等業務委託のA業務については、公募により選定された、有限責任あずさ監査法人でなければ実施することができないため。
2	監査事務局	監査第一	企画推進グループ	有限責任あずさ監査法人 大阪事務所	大阪府監査委員事務局監査等業務委託契約(B業務のうち一部)	20160419	20190331	38,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初の公募において応募者がなく、かつ同条件で再度公募しても応募者が見込めず、早急に契約をしなければ業務に支障が出る状況であり、現に契約履行中の業務(大阪府監査委員事務局監査等業務委託・A業務)に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるため。
3	監査事務局	監査第一	企画推進グループ		平成28年度包括外部監査契約に係る委託料	20160401	20170331	14,958,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	外部監査契約を締結できる者は、地方自治法第252条の28第1項の規定により、要件が定められていることから、大阪弁護士会による推薦に基づき選考の上、候補者を内定しており、同法252条の36第1項の規定により監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経て契約を締結。
4	監査事務局	監査第一	企画推進グループ	協立監査法人	大阪府監査委員事務局監査等業務(C業務)	20160810	20190331	19,500,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(大阪府監査委員事務局監査等業務)が特定の者(公募により選定された業者)でなければ実施することができないものであるため
監査委員事務局(委託料)					H28. 4~5月	3件		152,694,000円		
					H28. 8~9月	1件		19,500,000円		
					合計	4件		172,194,000円		